



平成二十三年十二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 検査地域 品川区及び江戸川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同事業所で使用する二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十四年一月十六日から同年二月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、目黒区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 測量施行者 目黒区

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)

三 測量の区域 目黒区内

四 測量の期間 平成二十三年十一月十五日から平成二十四年三月十七日まで

●東京都告示第七百六十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 測量施行者 中央区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 中央区区内

四 測量の期間 平成二十三年十月三十一日から平成二十四年二月十日まで

●東京都告示第七百六十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年十二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(一級基準点測量及び二級基準点測量)

三 測量の区域 府中市区内

四 測量の期間 平成二十三年十一月三十日から平成二十四年三月十五日まで

●東京都告示第七百六十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

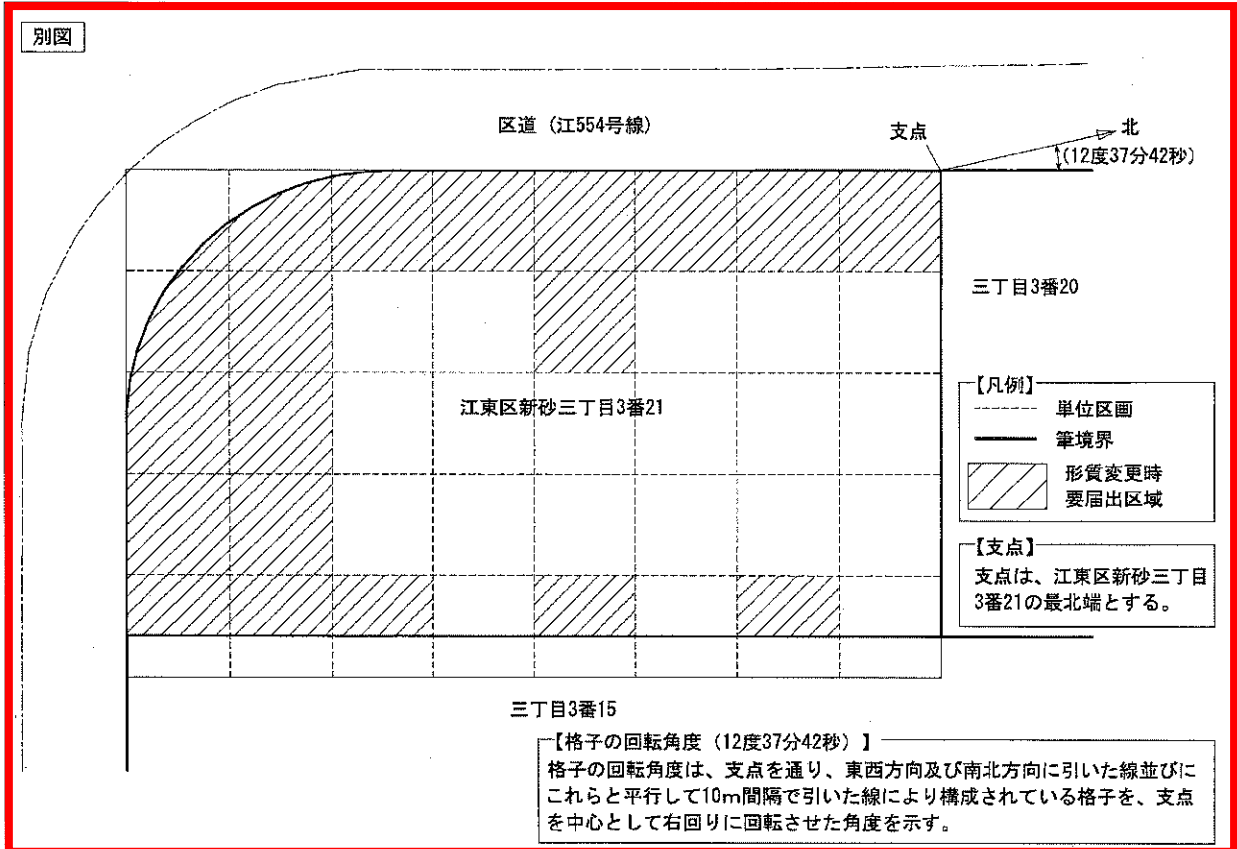
平成二十三年十二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第七百六十八号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり (狛江市和泉本町一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去